

議案第六二号

所有地の貸付について

三朝ゴルフ場建設事務所建築用地として左記により所有地を貸付けらるものとす

記

一、借受者

三朝観光用務株式会社

代表取締役社長 佐竹 三



二、貸付場所

三朝町大字三朝字外谷三八の二番(西側隣接地)

三、貸付面積

一五坪

四、賃貸料

無償

五、貸付期間

二ヶ年

昭和三十七年八月十一日

三朝町長 坂出雅己

昭和三十一年八月十一日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

